

畫上公債募集ノ必要トシテ金親中ノ一部
分ニ有之矣

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

六甲五〇六

明治三十七年五月二日 内閣書記官

濟

内閣總理大臣

大

内閣書記官長

為

外務大臣

上

大蔵大臣

取

海軍大臣

権

文部大臣

正

逓信大臣

兼

内務大臣

正

陸軍大臣

長

司法大臣

取

農商務大臣

取

五

別紙大蔵大臣請議塩專賣計畫ノ
件ハ大体ニ於テ請議ノ通閣議決
定相成可然ト認ム

附



本案
要領
ハ大
スルヲ

治三七年五月

内閣書記官

閣總理大臣

内閣書記官長

正

大藏省

海軍省

文部省

逓信省

陸軍省

司法大臣

農商務省

外務大臣

承領

正 兼

紙大藏大臣請議塩專賣計畫、
大体之於請議、通閣議決
相成可然、認

本案大体、就+異議+三但+計畫
要領第四第五其他施行上、細目
大藏農商務兩省協議、上決定
之、要

者有初大也

指令案

塩専賣計畫ノ大体方針、関スル件請議
ノ通

明治三十七年九月九日

官秘第 七八八号

日露戦争ハ二大帝國カ其國運ヲ賭ス
ルノ大事變ナルヲ以テ容易ニ其終局
ヲ見ルコト能ハサルヘク明年ニ於テモ
尚戦争ノ繼續スヘキコトハ素ヨリ覺悟
セサルヘカラサル事ニ属スルカ故ニ之ニ要ス
ル軍事費ノ供給ニ付テハ豫メ之レカ
計畫ヲ立置カサルヘカテス

明治三十七年度追加豫算ハ本年四
月ヨリ十二月。至ル九月月間ニ於テ要ス

ル軍事費トシテ三億八千萬圓ヲ掲上
シタリ之ヲ以テ推算スルトキハ明年一月
ヨリ十二月ニ至ル一年間ニ要スル軍事費
カ五億圓前後ヨリ下ラサルヘキハ想像
スルニ足ル而シテ此軍事費ニ對シテハ
第二十議會ノ協賛ヲ得タル増稅收
入及煙草專賣益金カ其一部ヲ供給
スヘキコト勿論ナリト雖モ増稅收入及
煙草專賣益金ノ増加ハ其額合シテ
壹億圓ニ足ラサルヲ以テ差引四億圓

前後ノ金額ハ新ニ其財源ヲ求メテ
之レニ充當セザルヘカラス
四億圓ト謂フカ如キ巨額ノ財源ハ
素ヨリ公債一時借入金等ノ如
キ臨時收入ニ向テ之レヲ求メザル
ヘカラスト雖モ其一部ハ亦之レヲ
租稅專賣等ノ如キ經常收入ニ
求ムルコト財政上策ノ得タルモノト
為ス假リニ必要ナル財源ノ全部之レ
ヲ公債一時借入金等ノ如キ臨時

収入に因りテ供給スルモノトスルモ
公債ヲ募リ一時借入金ヲ為
スニハ必ズ其利息及償還金ニ
充ツヘキ歳入ヲ有セサルヘカラン
ヲ以テ四億圓ノ公債一時借入金
ニ對シテハ少クトモ三千万圓ノ
經常歳入ヲ増加ニ置カサルヘカラス故
ニ明治三十八年度ノ財政計畫ヲ立ツ
ルニ當テハ租稅專賣等ノ經常收入
於テ最低限三千万圓ノ增收ヲ求ムルノ

必要アルコトハ豫メ之ヲ認メサルコトヲ得ス
大蔵省ニ於テハ目下各種ノ財源ヲ調査シ
其利害得失ヲ研究シツハアルヲ以テ本大臣
ハ計畫ノ熟スルト共ニ早晚成案ヲ具シ
テ閣議ノ決定ヲ請ハントス而シテ其成案
中ノ一トシテ必ズ塩專賣法案ヲ提出
セザルヲ得サルコトハ本大臣カ今ヨリ確言シテ
憚ラサル所ナリ
然ルニ專賣ノ實行ナルモノハ多大ノ準備
ヲ要シ特ニ塩ノ如ク年中生産セラルモ

加藤 謙

ノニシテ而カモ其消費カ全國一般ニ涉ル
モノ、專賣ニ付テハ豫メ施設經營スヘキ
モノ極メテ多シ而シテ其施設經營ナルヤ
相當ノ經費ヲ要スルヲ以テ計畫成ルノ
後閣議ニ於テ之ニ多大ノ變更ヲ加ヘテ
ル、トキハ既往ノ施設經營ノ為メニ費ミ
タル金額ハ全ク水泡ニ歸スルコトナキヲ
保セス故ニ本大臣ハ諸種ノ準備ニ着手
スルニ先チ豫メ大体ノ方針ニ付閣議ノ
決定ヲ得之ニ依リテ準備的施設經

營ニ移ルヲ以テ事ノ順序ヲ得タルモノ
ニシテ而カモ最も便宜ニ適スルモノト認メ
タリ

別紙塩專賣計畫要領ナルモノハ調
査ノ進行ニ依リ多少變更ヲ加フル所ナ
キ能ハサルヘキモ大体ニ於ケル方針ハ約
テ記述セラレアリト信ズルヲ以テ茲ニ之ヲ
閣議ニ提出シ之ニ依リ塩專賣計畫ノ
大体方針ニ關スル閣議ノ決定ヲ請フ
明治三十七年五月十日

大藏大臣男爵曾禰荒



内閣總理大臣伯爵桂太郎殿

塩專賣計畫要領

第一專賣制度ノ運用

- 一 塩專賣ハ收入ヲ目的トス
- 二 塩專賣事務ハ大藏省ニ專屬ス隨テ專賣實施準備事務モ亦全然大藏省ノ經營ニ任スヘキコト
- 三 專賣實施準備ノ事務ハ主税局ニ於テ之ヲ行フコト
- 四 專賣ハ明治三十八年六月一日ヨリ施行スルコト
- 五 沖繩縣ニハ專賣法ヲ施行セサルコト
- 六 北海道ニ目下塩田ナキヲ以テ施行地ト為シタル上製造許可區域外トスルコト
- 七 伊豆七島、小笠原島、鹿児島縣離島等ハ塩

田ノ有無ヲ調査シ目下塩田ナケレハ施行地ト
為シタル上製造許可區域外トスヘク若シ目
下塩田アレハ不施行地トスルコト
八專賣ノ方針ハ大体ニ於テ内地塩田特ニ十州
塩田ノ産塩ヲ基礎トシ其ノ足ラナル所又ハ
其ノ適セサル所ニ限り臺灣塩又ハ外國塩ヲ
使用セシムルモノトシテ經營スルコト
九專賣法實施後ノ專賣機關ハ東京ニ專賣局
ヲ置キ全般ノ畫策經營ヲ為サレシノ主要産地ニ
支局ヲ置キ收納賣渡ノ事務ヲ扱ハシメ支局ト
隔絶シタル地方ニハ適當ノ場所ニ支局出張所
ヲ置キ地方ヲ限リ支局ノ行フヘキ事務ヲ行
ハシム

十出張所ハ特設ノモノト他官廳ヲ利用スルモノト
ニニカチ特ニ設置スル必要アル場所ノ外ハ
稅務署内ニ出張所ヲ置キ所長ハ署長ヲシテ
兼務セシメ所員ハ出來得ル限リハ稅務屬ヲシ
テ兼務セシメ其ノ足ラナル所ニ在テノニ專任者
ヲ置ク

十一數次定員減少ノ結果目下既ニ過度ノ勞務ニ
服シアル稅務署員ヲシテ更ニ他ノ事務ヲ兼任
セシムルハ用心ヒ難キ所アルモ專任者ヲ置クコト
ヨリ生スル塩專賣經費ノ増大ヲ避クル為メ已ム
ヲ得ス此ノ如キ計畫ヲ立ツルモノナルカ故ニ兼任者
ニハ兼任手當ヲ給スルコトト為スコト

十二産額ノ極メテ少キ地方ニ在テハ專賣法施行上政

府ハ現物ノ受授ヲ為サス一方ニ於テハ製造人ヲシテ塩ヲ製造スルニ從テ其ノ數量ヲ届出置カシメ他ノ一方ニ於テハ政府ハ賣渡請求者ノ申出ニ依リ之ヲシテ代金納付ノ後當該官吏之會ノ上政府ノ指定シタル製造人ニ就テ請求數量ヲ受取ラシメ之ト同時ニ製造人ニ對シテハ其ノ引渡シタル數量ニ對スル賠償金ヲ交付スルノ便法ヲ定ムルコト

十三 塩專賣ノ為ニハ特別會計ヲ設クルコト

第二 建物

一 專賣法案ヲ第二十一議會ニ提出スルモ其ノ可決ハ一月下旬以前ニ在ルコト能ハサルヘシ一月下旬ヨリ六月一日マテニ廳舎倉庫等ヲ建築ス

ルコト能ハサルヘキヲ以テ一時民屋ノ借入ヲ為スコト

二 地方ニ依リテハ民屋ノ借入ルヘキモノナキ處アルヘシ此ノ如キ地方ニ限り假建築ヲ為シ一時ノ間ニ合ハサルコト

三 專賣制度ニシテ永久ノモノナル以上ハ畢竟借屋又ハ假建築ニテ用ヲ便スルコト能ハス依テ新營計畫ヲ定メ若干年ノ繼續事業トシ工事ヲ完成スルコト

四 第二項及第三項ノ工事ニ關シテハ臨時煙草製造準備局建築部ヲシテ之ニ當ラシムルコト

第三 製造

一 製造人ヲシテ年度開始前毎年度各月ノ製塩見

ハ高ヲ届出テシムルコト

二前項届出高ニシテ生産過多ト認ムルトキハ之カ變更ヲ命スルコト

三製造人ハ前二項ニ依リ確定シタル製造見込高ヲ月別ニ完成スルノ義務ヲ負フコト但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ見込高ヲ變更スルヲ得ルコト

四製造人カ正當ノ事由ナクシテ完製ノ義務ヲ履行セサルトキハ相當ノ賠償金ヲ徴スルヲ得ルコト

第四收納及賠償

一塩ヲ納付スルニハ必スシモ包装ヲ施スコトヲ要セサルコト

二塩ノ數量ハ斤數ヲ以テ單位トシ斤以下ハ切捨トスルコト

三塩ハ元ノ標準ニ依リ等級ヲ定ムルコト

イ塩化曹達ノ百分比例

口水ノ百分比例

ハ水以外ノ夾雜物ノ百分比例

四賠償金ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ各等級毎ニ之ヲ定ムルコト

五賠償金額ハ毎年度ヲ元ノ四期ニ分チ其ノ前月マテニ之ヲ定メ天候等ニ依リ之ヲ變更セサルコト

第一期 四月乃至六月

第二期 七月乃至九月

第三期 十月乃至十二月

第四期 一月乃至三月

第五貯蔵

一貯蔵中ハ包装ヲ施ササルコト
二貯蔵ハ等級ニ依リ區分セズ混同シテ之ヲ為ス
コト但シ必要アレハ二種又ハ三種ニ分チ貯蔵ス
ルモ其ノ種別ハ必スシモ賠償金額ノ等級ニ依ラサ
ルコト

第六賣渡

一賣渡ノ請求アルトキハ塩ニ包装ヲ施スコト但シ
包装ヲ施ササルモノノ賣渡ヲ請求シタルトキハ此
ノ限ニ在ラス
二包装ハ取敢ヘズ内地製塩地方ニ行ハレタルモ
ノニ就キ其ノ最モ適當ト認ムル方法ニ依ルコト
但シ相當ノ包装ヲ研究シ漸次改良スルコト

三賣渡代價ハ凡ソ九ノ金額ヲ合算シテ之ヲ定
ムルコト但シ包装ヲ施ササルモノニ付テハ口ノ費
用ヲ加ヘス

イ賠償金額 (賣渡時期ニ於ケル品質相當ノ
賠償金額ニシテ事實ノ賠償金額ニアラス)
ロ包装費 (豫メ一定シ置クモノトス)
ハ專賣利益金

四賣渡代價ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ之ヲ定ムル
コト

五賣渡代價ハ賠償金額ヲ更定スル毎ニ之ヲ更定
スルモ天候等ニ依リ之ヲ變更セサルコト

六外國ニ輸出シ又ハ法定ノ用途ニ供スル塩ニ
付テハ特別ノ代價ヲ以テ賣渡スコト

イ外國輸出ノモノニ付テハ第三項(ハ)ノ專賣利益金ヲ付セス

ロ法定ノ用途ニ供スルモノニ付テハ第三項(ハ)ノ專賣利益金ヲ減額ス

七前項ノ塩ニ付テハ相當ノ取締法ヲ立ツルコト

八塩賣買業者ニアラサレハ塩ノ賣渡ヲ受クルヲ得サルコト但シ第六項ノ塩ニ付テハ當該營業者ハ賣渡ヲ受クルヲ得ルコト

九塩賣買業者ハ政府ノ免許ヲ受ケシムルモ其ノ資格ハ之ヲ制限セサルコト

十塩賣買業者ヨリハ免許料ヲ徴セサルコト

十一塩ハ前金ニアラサレハ賣渡ヲ為ササルコト

十二先物ノ賣渡ヲ契約セサルコト

第七廻送

一塩ハ成ルヘク廻送ヲ為サス其ノ地ニ於テ賣渡スノ方針ヲ取ルコト

第八輸入

一外國塩ハ豫メ輸入シ置カス需要者ノ申出ヲ待テ之ヲ輸入スルコト

二輸入ハ當分ノ内輸入業者ノ手ヲ經テ之ヲ為ス

三臺灣塩ハ豫メ必要ノ數量ヲ見計ヒ臺灣專賣局ニ注文シテ之ヲ輸入スルコト

大藏少官ノ通牒案

陸奥省ノ大樽方針。関内各件ノ左記ノ通
牒由務大臣付美ノ廣侯ニ。関内は定方以
同此旨存存通牒也

明治七年五月二十一日 由内官記有也

高橋大守ノ付書

本縣天津ノ領中異議有レ但レ計画要領印四印
五員併改訂上ノ細目。方我書あり而古格改訂上
決定スレヨリ也

高橋大守

十割
十一
十二

總理大臣
木

書記官
印

書記官

官秘 一六四〇号

紙巻煙草製造業者ニ對スル徵收及買上ノ事務ハ煙草製造準備事務中種々ノ關係ニ於テ最モ困難ナル問題ナリシモ他ノ準備事務同様着々進行シタリ而シテ明治三十二年以來英米兩國ト我邦トノ間ニ蟠リシ村井兄弟商會ニ對スル要令ノ問題ニ關シテハ同商會ハ一方ニハ直接ニ本省ニ抗議ヲ申込シ他ノ一方ニ於テハ米國大統領及國務卿ニ事情ヲ具シ在

六

七